

高岡地区広域圏事務組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める 条例

平成26年 3 月31日 条例第 5 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条第 3 項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条に規定する資格を有する者
- （2）前号に掲げるもののほか、廃棄物の処理に関し、十分な知識及び技能を有すると理事長が認める者

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。